



|              |   |
|--------------|---|
| Title        | 「民俗文化財」創出のディスクール  |
| Author(s)    | 才津, 祐美子   |
| Citation     | 待兼山論叢. 日本学篇. 1996, 30, p. 47-62   |
| Version Type | VoR   |
| URL          | <a href="https://hdl.handle.net/11094/56522">https://hdl.handle.net/11094/56522</a> |
| rights       |   |
| Note         |   |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 「民俗文化財」創出のディスクール

才津 祐美子

## I. はじめに

「観音堂」が町初の国の重要文化財に指定されることになった和知町長の野間靖隆さん（59）は「本当によく守ってきた。町おこしのはずみになる」と満面に笑みをうかべる。

府内で二番目に高齢化が進む町は、都会から人が訪れる「リゾート型農村」を目指している。（中略）「期せずして観光資源が増えた。重文を見るため、町営バスの乗客が増えれば、ダイヤも充実できる。いいことづくめです」。階段を上るのがきつくて、観音堂で踊られなくなった「文七踊り」をもう一度復活させたいと意欲を燃やす<sup>1)</sup>。

この文中で、町長が重要文化財＝「観光資源」と即座に解釈していることに注目していただきたい。このように、文化財保護法で選ばれた<sup>2)</sup>文化財が重要な観光資源として数えられ、利用されることはまま見受けられることである。なかでも民俗文化財と呼ばれる祭などの年中行事に関するものは、多くの観光客を一度に招致できるため、観光資源としての役割を大いに果たしている。本来の期日や場所以外で民俗文化財が上演される例も多い。また、「文化財特別企画委員会審議経過報告」<sup>3)</sup>などから窺い知ることができる文化庁の今後の方針といい、「おまつり法」といい、民俗文化財の観光資源としての利用頻度は増加の一途を辿っている。

もともと文化財保護法の「保護」という言葉には、「保存」という意味とともに「活用（公開）」の意味も含まれており、この二つは文化財保護制度の原理として、最初の「文化財」保存法規といわれる古社寺保存法か

ら現在まで続いているものである<sup>4)</sup>。よって、先述したような観光資源としての利用例を、「活用」という文脈に即した、文化財保護制度の一環と捉えることも可能である。

しかし、特に無形民俗文化財の場合、この「活用」によって「そのものをそのままの形で保存する」というもう一つの原理が達せられないことも少なからずある。つまり、「活用」することによって何らかの変化が生じ、「そのまま」ではなくなるのである。

しかしながら、変化すること自体が「保存」という原理と全く相反するかというと、ことはそう単純ではない。というのも、無形民俗文化財指定（選択）をめぐる変化は実に多様であり、中には「保存」促進に有効な変化も見受けられるからである<sup>5)</sup>。

筆者が問題にしたいのは、このような民俗文化財の「保存」と「活用」をめぐる状況である。これを考察するためには、法律が施行された地域における実践レベルでの「民俗文化財」<sup>6)</sup>の「保存」と「活用」の事例を提示しなければならないのは勿論である。しかしその前段階として、「そもそも民俗文化財とは何なのか」という問いに答える意味でも、言説と実践の交錯する状況を見ていくためにも、まずは文化財保護制度における言説レベルでの「民俗文化財」の創出過程を見ていく必要があると考える。よって、本稿は紙幅に限りもあるため、この言説レベルでの「民俗文化財」の創出をめぐる重層的状況の記述のみを試みたいと思う<sup>7)</sup>。

## II. 民俗資料の発見

敗戦直後、日本が「文化国家」なるものを標榜したことは周知のとおりである。それは、戦前・戦中の「軍国主義」の対極にあるものとして「文化」という言葉が知識人や政治家などの間で流行した<sup>8)</sup>ことに起因する。このような状況の中で、「文化国家の建設を理想とする戦後日本の文化政

策上重要な意義を有する法律」<sup>9)</sup>として文化財保護法は1950年に公布された。

ただし、文化財保護法でいうところの有形文化財と史跡名勝天然記念物の保護制度は、既に第二次世界大戦前に整備されており、それを発展させる形で現在の法律ができたといえる<sup>10)</sup>。具体的にいうと、有形文化財（前法律でいうところの国宝、重要美術品にあたる）に民俗資料と考古資料が加えられ、さらに、無形文化財が創設されたのが大きな変化であった。なお、この無形文化財の中には、後の法改正で無形の民俗資料（民俗文化財）となるものも含まれていた。

しかし、田原久によると<sup>11)</sup>、有形文化財の中に民俗資料という言葉が含まれていたにもかかわらず、民俗資料に対する積極的な施策は講じられることなく2年あまりも放置されていた。そこで、1952年8月に、まず田原久が準備委員として配置され、同年10月には祝宮静が文部技官に、宮本馨太郎が調査員にそれぞれ任命された。さらに、翌年1月には、民俗資料部会の専門委員の発令が行われ、長谷部言人（部会長）、渋沢敬三、柳田国男、折口信夫、金田一京助、今和次郎、岡正雄という錚々たるメンバーが選ばれた。よって、これらの人々を中心に指定基準の作成等が行われ、1954年度改正時の民俗資料独立に向けて、準備が進められたのである。

このように、民俗資料の独立には民俗学者が深く関わっており、以後、指定（選択）にしても、その前段階である資料調査にしても、民俗学と民俗資料（民俗文化財）は密接な関係を保っている。

しかし、それは民俗資料がまがりなりにも有形文化財に含まれた後の話である。というのは、次の資料を見ていただきたい。これは1952年当時のことを田原久が述懐したものである。

さて、いよいよ民俗資料保護事業を開始するといっても、一体どういう形で対応したらいいのか、困惑の方が先に立った。というのは、柳田国男・渋沢敬

三兩先生を中心とする民俗学の研究は、しだいに隆盛になって来ているとはいふものの、いずれも民間の学として進められていて、国の行政施策のまっただなかに捉えられるなどというような予測は、それまで関係者の誰もが持っていなかった<sup>12)</sup>。

この資料から、民俗資料が文化財として位置づけられ、国の保護を受けることに対しては民俗学者も予想だにしていなかったことがわかる。つまり、文化財としての民俗資料は、はじめは民俗学とは全く別の文脈から発見されたと考えられるのである。

しかし、ここで最初に民俗資料という言葉を入れたのは誰か、また、その目的は何だったのかと、この言葉の「起源」を推論するのは本稿の目的ではない。それよりもむしろ、民俗学者も予期しなかった突然の陽のあたる場所への登場から、民俗文化財として確立するまでに、どのような意味付けがなされていったのか一如何に「民俗文化財」は創出されていったのか一ということに焦点を当てたいと思う。

### III. 民俗資料の独立

民俗資料が現在のような民俗文化財となるには、二度の大きな改正を要した。

一度目の改正は1954年に行われた。この時、それまで有形文化財の一つとして規定されていた民俗資料が、無形のものも含めて、新たに「民俗資料」という独立した文化財になったのである。独立の理由としては、それ以外の有形文化財が芸術的価値を主眼としているのに対して、民俗資料は国民の生活の推移理解に欠くべからざる資料であり、常に無形のを伴っていることがあげられている<sup>13)</sup>。といっても、この時、有形の民俗資料と無形の民俗資料ではかなり異なった規定のされ方をしていることに注目する必要がある。有形の民俗資料は、有形文化財と同様に、重要民俗資料として指定される指定制度が設けられているが、無形の民俗資料には指定

制度は導入されなかったのである。この改正で無形文化財にも指定制度が導入されるようになった<sup>14)</sup>にもかかわらず、である。その理由を考える上で、文化財保護委員会事務局長から都道府県教育長への「文化財保護法の一部改正について」という通達が参考になる。

#### 第四 民俗資料関係

註(3) 無形の民俗資料と無形文化財との相違はおおよそ、次のように考えられる。

(a)無形文化財は、芸能、工芸技術等の如く、特定の型や技術を特定の個人が相伝し体现しているものであって、いわば洗練されたわざとすることができるが、無形の民俗資料は、国民の生活様式や慣習そのものであって、社会一般の人々が伝承しているものといえることができる。

(b)無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのものをそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものも多いのであるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅していく民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであって、これらは、記録保存の措置を持って足りるわけである<sup>15)</sup>。

要するに、無形の民俗資料はその「性質」から、「そのものをそのままの形で保存する」指定制度を導入するのは「不可能」であり「意味のないこと」であるというのが指定制度が導入されなかった理由である<sup>16)</sup>。

しかし、無形の民俗資料に指定制度が導入されなかったのは、その「性質」ゆえとは限らないと思われる。

民俗資料はもともと有形文化財から始まったため、その調査や基準も有形の民俗資料用に準備が進んでいた<sup>17)</sup>。それは選択基準にも表れており、有形の民俗資料の為の指定基準を無形の民俗資料にも適用しただけであるの是一目瞭然である。これらのことから、無形の民俗資料に対する準備がまだ十分には整っていなかったことが察せられる。

それに、この段階での無形文化財及び無形の民俗資料の概念規定は少々複雑であった。というのは、「民俗芸能」と呼ばれるものは、1976年から

1996年現在まで無形民俗文化財の大部分を占めるものとして指定（選択）されているが、1954年度改正の段階では、指定（選択）基準から見れば無形文化財と無形の民俗資料のどちらとしてでも選ばれる可能性があった。結局、1970年から「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択され、1974年までに計180件選択されることになる<sup>18)</sup>のだが、1954年以前には無形文化財として多数選ばれていた民俗芸能が、1970年までどちらにも選ばれず、しかも重要無形文化財として指定されることはなかったという背景には、民俗芸能研究そのものに関わる問題があったのではないかと推察される<sup>19)</sup>。そして、この民俗芸能こそ後の指定制度導入に深く関係しているものであり、このような状況もまた、1954年段階で指定制度が導入されなかった要因の一つと考えられる。

次に、この民俗資料の独立が審議された第19回国会文部委員会会議での国会議員の発言から窺い知ることができる、民俗資料に対するまた別の意味付けを見ていきたいと思う。

各文化財間のランク付けの問題については、これまで再三指摘されていること<sup>20)</sup>だが、当時民俗資料は、他の戦前からある有形文化財等とは違い、「集合体でしか意味を持たない」、「げてももの等に属するような」、「市場価値の低い」ものと捉えられていたことが国会の質疑から窺える<sup>21)</sup>。しかしその一方で、「民俗文化財」という範疇で見ると、また別の価値が見出されていることがわかる。それが顕著に述べられているのが参議院議員・須藤五郎の発言である<sup>22)</sup>。須藤は「民族舞踊」及び「民族音楽」についての保護を求める発言の中で「音楽でも、長唄とか、清元とか、常磐津というものよりも、我々民族として最も重要なものは民謡だと思う」と述べ、「地方に残っている民謡が我々の民族の本当のエッセンスを持っていると思う」と続ける。そしてさらに、「保存ということだけでとどまらないで、もう少し民族文化を推し進めるような、高揚するような、育成するような

方向に一つ働いていただけないものか」と述べている。そして、このように、「民俗文化財」の保護を主張する理由として次のように言っている。

私がこういうことを申し上げますのは、私はやはり今日の敗戦後の日本人が、余りに民族的な自信を失い過ぎているというふうに私は考えているわけなんです。それでやはり民族的な文化を通じて、私たちは私たちの民族が、立派な民族だということを、やはり自信を持たす必要があると思うのです<sup>23)</sup>。

つまり、須藤は「民俗文化財」保護の理由として、敗戦後の日本人に「民族的な文化」を通じて「民族的な自信」を持たせるためだと明言しており、そこからは、国民意識の高揚を促す役割を期待していることが読みとれる。しかも、「民族的な文化」が「民族の本当のエッセンス」を持っていると考えるからこそ、そう主張しているのである。

そして、ここで強調しておきたいのは、このような地方に残っている「民族的な文化」が、「私たち」という「(単一)民族」の「本当のエッセンス」を持っているという、民俗文化財に対する視点及び意味付けである。つまり、ここで「地域文化」は「民族的な文化」と表されることによって「私たち」の「国民文化」として完全に読み替えられているのだ。

以上のことから1954年度改正時における「民俗文化財」の概念規定をまとめると、次のようになる。

①国民の生活の推移理解に欠くべからざる資料で、常に無形のを伴っている。②無形の民俗資料の「性質」は、「自然的に発生し、消滅していく」といったものである。③「集合体でしか意味を持たない」、「げてもの類に属するような」、「市場価値の低い」ものである。④「民族的な文化」であり「我々の民族の本当のエッセンスをもっている」ものである。

#### IV. 民俗資料から民俗文化財へ

文化財保護法の2度目の改正は、1975年に行われた。この時、民俗資料は民俗文化財という名称になり、無形民俗文化財にも指定制度が導入され、

指定基準も新たにつくられた。しかもそればかりでなく、1975年まで記録作成等の措置を講ずべき無形文化財であった民俗芸能がそっくりそのまま無形民俗文化財に取り入れられたのである<sup>24)</sup>。そして、この指定制度導入というのが、1975年度改正の焦点であると思われる。

1954年当時、指定制度導入は民俗資料の「性質」に反し、「不可能」であり、「意味のないこと」であるとされていたにもかかわらず、1975年度改正では、次のように語られている。

各地方における「祭り」のようなものは、日本人の心のふるさととしてむしろ現状の姿で保存すべきであり、民俗文化財―庶民文化財として、民俗芸能も包摂して全体としてそのままの姿で存続保存をはかるべきである<sup>25)</sup>。

つまり、民俗資料や民俗芸能を「日本人の心のふるさと」と見なし、それをそのままの姿で保存するために指定制度が必要だというのである。この「日本人の心のふるさと」という言葉の裏には、1954年当時とは違い、高度経済成長後訪れた、大規模な「日本回帰」ブーム―例えば1970年からの国鉄キャンペーン・ディスカバージャパンや「民俗」ブームなど―を考慮に入れる必要がある。要するに、急激な社会変化が、無形の民俗資料の現状保存という「意味のないこと」を「意味のあること」に変えてしまったというわけである。

しかし、「不可能」を可能ならしめた要因は、それだけではない。

そこでまず、注目すべきなのが、1954年段階の概念規定②の無形の民俗資料の「性質」に対する見解の変化である。

植木行宣<sup>26)</sup>は、指定制度導入は民俗芸能の保護要請が国会議員を介して文化庁に集中したのが誘因であることを指摘した上で、指定制度に反対する立場から、1975年度改正時、民俗学会や研究者の間で議論がほとんどなされなかったことを嘆き、批判している。そして「民俗は生き物」であり、「固定された民俗」「心意をとまわぬ形ばかりの民俗」は「民俗ではな

い」と主張する。

確かに、1975年度改正が審議された第75国会で民俗文化財関係の参考人として呼ばれたのは民俗芸能研究者の本田安次であったし、本田は文化財保護法が施行された1950年から文化財保護審議会専門委員を務め、分かっているだけでも1959年以来ずっと第三分科会（民俗資料部会を含む）と第四分科会（芸能部会を含む）の専門委員を兼任していた<sup>27)</sup>から、本田が指定制度導入の立役者であることは間違いないだろう。しかし、植木のいう「議論」には当たらないかもしれないが、民俗学者の中でも多少の意思表示はあったのである。

例えば、指定制度導入へ賛同する意見としては、祝宮静のものがある。先述した1954年度改正時の「文化財保護法の一部改正について」という通達への反論として、祝は次のように述べている。

とくに芸術上価値が高いものはそのままの形で残存させるだけの意味があって、とくに信仰上価値が高いものは残存させても意味がないと言う論理は、明治以降の学校教育のもたらした大いなる偏見の産物と言わなければならない。  
（中略）明治以来の迷信打破には異論もないが、正しい信仰の古い姿を保持すること自体も「意味のないこと」と片付けられては困るのである<sup>28)</sup>。

ここで祝は無形の民俗資料を「正しい信仰の古い姿」と表現し、それをそのままの姿で保持することを主張している。つまり、植木が言うような現在生きているものとしてではなく、代々継承されてきた「正しい信仰の古い姿」の残存として無形の民俗資料を捉えているのである。これは文化財保護法が改正される4年前に書かれたものだが、このような見解を民俗資料主査や主任文化財調査官を長年勤めた祝宮静が持っていたことは、文化財行政に直接携わっていた民俗学者の意見として注目に値する。

また、指定制度導入へ反対するものとしては桜井徳太郎と宮本常一の新聞記事があげられる<sup>29)</sup>。両者が共通して述べているのは、指定制度導入によって引き起こされる変化への危惧である。例えば、宮本は、（指定制度

が導入されると)「かえって旧来の姿とそこに含まれている精神的なものをゆがめてしまわないのだろうか」と言い、桜井は「観光ブームによって宴席に出席したり、観客にアピールするために本来の芸態を逸脱し、いたずらに華美な衣装をつけたり誇張なしぐさや手振りで歓心を買おうとする風潮が文化財保護のケアレスな施策から起こらないとは何人も保証できない」と指摘している。しかし、そういう彼らもまた、「厚い信仰心に裏打ちされた本当の民俗」というある種「不変」と見なされるものを変化から守ろうとしている点では、指定制度導入関係者と何ら矛盾しない。つまり、この反対意見でさえも、植木の見解とは全く異なり、「固定している民俗」を前提としたものだったといえる<sup>30)</sup>。

また、本田安次は、この「変化」ということに関して次のように述べている。

この習俗は、むしろ古風なままに行われるところに価値がありますもので、また行方人々の誇りでもあると思いますので、重要な部分は、衣食住が時代とともに変化するには変化いたしませんし、少なくとも変化させない方が望ましいと思います<sup>31)</sup>。

つまり、本田は民俗芸能を「変化しない」＝「固定している」ものとして捉え、そこに価値を見いだすばかりか、「変化させない」ための積極的関与を促している。本田はまたこの時「中央の舞踊家たちによって地方伝承(中略)を体得してもらって、崩れていると思われるところをつくろいなどしながらこれを中央にも残し、研究資料にもしたい」<sup>32)</sup>という希望も述べている。要するに、本田は民俗芸能をコンテクストから切り離し、研究者が操作することも可能な対象とさえ見なしているのである。そして、この本田の視点と指定制度導入は決して無関係ではないだろう。

このように、1954年段階での概念規定②で「自然的に発生し、消滅していく」という流動的な「性質」を持つとされていた無形の民俗資料が、

1975年度改正時になると「正しい信仰の古い姿」、「旧来の姿」、「本来の芸能」、「古風なまま」といった言葉で表されるような、まるで古代から不変のまま連続と受け継がれてきたある種固定したもののように、語られるのである。そして、この見解の転換が、「不可能」であったはずの無形の民俗資料の保存を可能ならしめた一要因であったと考えられる。また、先に指摘したように、1954年当時は不十分だった民俗学者による無形の民俗資料保護の準備が進み、民俗芸能が全面的に加わったことが、この見解の転換をもたらす契機となったことも見逃してはなるまい。それだけに、そこには民俗学及び民俗芸能研究自体が孕む問題も、色濃く反映されているのである。

さらに、無形民俗文化財に指定制度を導入するに当たっては、もう一つ越えなければならないハードルがあった。それは宗教行事を保護することの憲法上の問題である。

新聞に指定制度導入への反対意見を寄せた桜井と宮本は、指定制度導入には憲法違反のおそれがあることもまたそれぞれ指摘している<sup>33)</sup>。これに直接答えたわけではないが、本田安次の国会での答弁をそのまま答へと見ていいだろう。

本田は、先述したような民俗芸能をコンテクストから切り離すことも厭わない態度をとる一方で、「芸能をはぐくんだ周囲の状況」もあわせて指定したいと主張する。しかし、それは憲法に触れるおそれがあったため、これまで民俗芸能に指定制度が導入されなかったと説明し、指定制度導入のために次の点を考慮に入れるよう訴えている。

日本の祭りを宗教行事と見ればこれは（憲法に）触れるわけですが、そう見るべきでしょうかどうか。無論信仰には根差しているわけですが、宗教といえますかどうか。すなわち、少なくともこれらの祭りは、宗教活動とは全く無関係の日本の大規模な習俗である。このように考えていくことはできないだろうか。（中略）これがもし民族の伝統行事と考えることができますならば、どう

した宗教を奉じている人でもこれを支持してよいのではないかと思います<sup>34)</sup>。

このように本田は、祭りを宗教行事から「日本の大規模な習俗」及び「民族の伝統行事」へと読み替えてみせることで、憲法上の問題を不問に付すことに成功したのである。そして、ここに民俗芸能を無形文化財から無形民俗文化財に編入し直した理由の一端を認めることはできないだろうか。

以上のように、1975年度改正における無形民俗文化財への指定制度導入を可能にした要因としては、急激な社会変化への危機意識の他に、1954年段階の概念規定②に対する見解の転換と、宗教行事を保護することへの違憲疑惑の払拭があげられる。それらはそれぞれ、「地域文化」を「日本人の心のふるさと」、「正しい信仰の古い姿」、「日本の大規模な習俗」等に読み替える視点によって、「そのものをそのままの形で保存する」ことを正当化していったわけだが、それは取りも直さず1954年段階の概念規定④と同様の視点であり、その読み替えによって「地域文化」を「われわれ日本人」に共通の「国民文化」に再編するという全く同じ論理が働いたのだった。

最後に、1975年当時文化庁文化財保護部・管理課長として保護法の改正に携わった内田新の民俗文化財保護についての見解を見ておきたいと思う。

民俗文化財は、現代文化の基層を形成する伝統文化の基底部であって、国民はこれを認識することによって、我が国についての理解を深めるとともに、個人としての及び民族の構成員としての自己を認識するのである。ここに民俗文化財を国民共通の文化的遺産として、保護する意味があると言うべきであろう<sup>35)</sup>。

つまり、ここでもやはり1954年度改正時と同様に、「地域文化」を「基層文化」として「国民文化」に再編するのみならず、国民（民族）意識の高揚を促す役割が民俗文化財には期待されているのである。

## V. 結びにかえて

1950年の段階では空文同然だった民俗資料が民俗文化財となるまでには、二度の大規模な改正と25年という歳月を要した。

本稿では、この間の個々の発言を丹念に見ていくことで、関係者がそれぞれの立場から、自身の利害と社会状況を加味した様々な意味を付加しつつ「民俗文化財」を創出していったという、「民俗文化財」の創出をめぐる重層的状況がある程度明示できたものと考えている。そして、この創出過程の中に、1975年度改正で無形民俗文化財に指定制度が導入される際に浮上した無形民俗文化財の「性質」や「変化」をめぐる問題のような、現在に続く問題も見えてきたように思う。それらは今なお大きな論議を呼ぶものであろうし、無形民俗文化財に関する問題だけに止まらず、民俗学や民俗芸能研究という「学知」そのものの問題として、われわれに突きつけられているといえる。

しかし、この間の流れをマクロな視点で見ると、そこには「地域文化」を「民族的な文化」、「日本人の心のふるさと」、「民族の伝統行事」などという言葉で表されるような「我が国民」に共通する「基盤的な文化」として捉えることによって「国民文化」に再編する、一貫した視線の存在を指摘できる。それは一部の人々が「民俗文化財」に国民（民族）意識の高揚を促す役割をも期待していることからわかるように、極めて民族主義的なものであり、そこには戦前・戦中からの「文化財」保護行政の継続性も認められる<sup>36)</sup>。

換言すれば、関係者個人を越えたその視線は、いわば、「近代」に規定された視線であるということも可能だろう。なぜなら、「文化財」保護制度は、文化を国民国家というある時代の空間的な範疇で囲い込んだ上で、そのまま時間軸を遡って「我が国（民族）の文化」として語り、さらにそ

の文化を未来永劫保存することを志向する、「近代」に普遍的な制度の一つと考えられるからである。

また、少し先取りして言うことになるが、別稿において詳述する、「民俗文化財」の観光資源としての「活用」も、「観光」というまた別の「近代」の現象に連なる問題である。

よって、筆者は、現段階では「民俗文化財」の「保存」と「活用」をめぐむる状況を問題としているが、この考察を通じて、ひいては、「国民文化の創出」と「観光」という「近代」特有の二つの現象の、「文化財」保護制度における重なり合いを明らかにすることを企図している。本稿は、その序論に過ぎない。

#### 注

- 1) 『朝日新聞』京都版 1995年10月24日付
- 2) 文化財を選ぶための用語としては、「指定」、「選択」、「選定」、「認定」があり、それぞれ選ぶ対象と保護内容によって使い分けられている。なかでも「指定」は重要で、「指定」制度は「文部大臣が、直接重要な文化財を指定し、規制と補助の両面によりその保護を図る」ためのもので、「指定行為は、行政権力作用たる処分 of 性質を有し、所有者及び占有者の同意を必要としない」といった強制力を持っているのが特徴である。(財団法人京都府文化財保護基金編『文化財用語辞典』参照。)
- 3) 文化庁文化財保護部伝統文化課 「文化財特別企画委員会審議経過報告」『月刊文化財』No.360 pp.38-44. 参照。
- 4) 竹内敏夫・岸田實共著『文化財保護法詳説』刀江書院 1950 pp.10-11. 参照。
- 5) 例えば、文化財に指定(選択)されることによって、またはそれを目標として、消滅しかけていた(していた)ものが復活することもまた一つの変化であると筆者は考えるが、それは「保存」促進に直結する変化である。この無形民俗文化財の「変化」に対しては賛否両論あると思われるが、とりあえず本稿では、この「変化」に肯定的な意味も否定的な意味も含むつもりはない。
- 6) 本稿では、現在いうところの民俗文化財に含まれている、1950年以降の有形・無形の民俗資料、無形文化財、有形・無形民俗文化財のすべてを含む

概念用語として、括弧付きの「民俗文化財」という表記を用いている。

- 7) 誤解のないようにあらかじめ断っておきたいのは、本稿の目的が「民俗文化財」そのものの是非を問うことではないということである。本稿では、あくまでも「民俗文化財」の創出をめぐる錯綜した状況の歴史的記述を試みたいと考えている。
- 8) 柳父章『一語の辞典・文化』三省堂 1995 pp.5-6.参照。
- 9) 竹内敏夫・岸田實、前掲書 1950 p.4.
- 10) 同前掲書、参照。
- 11) この辺りの民俗資料の独立の経緯については、田原久「宮本馨太郎先生と文化財」『民間伝承』第44巻2号 1980 pp.15-16./同「文化財保護法と宮本先生」『民俗博物館論考』（宮本馨太郎著）慶友社1985 pp.279-289.を参照した。
- 12) 田原久、前掲論文（1985）p.281.
- 13) 衆議院事務局「第19国会衆議院文部委員会議録第25号」『第19国会衆議院委員会議録』大蔵省印刷局 1954 p.23.参照。
- 14) 1954年度改正以前は、無形文化財に指定制度は適用されず、「助成の措置を講ずべき無形文化財」として選定し、助成するのみだった。
- 15) 「文化財保護制度の一部改正について」1954 文化庁監修『文化財保護提要』所収
- 16) そして、この資料からは、もともと無形文化財として同じカテゴリーに分類されていたものが、民俗資料という新たな視点の登場によって、別々の定義が与えられ、全く違う扱いを受けていく様を読みとることもできる。つまり、民俗資料という新たな「文化財」の登場によって、それ以外の「文化財」もまた、再定義されていくのである。
- 17) 田原久、前掲論文（1985）pp. 281-282 参照。
- 18) 本田安次「民俗藝能の保存と伝承 — 全国民俗藝能大會のことなど —」1975『民俗藝能の研究』明治書院 1983 所収 p. 803.
- 19) 「民俗芸能」という名称が定着し、民俗芸能研究そのものが確立されてくるのが昭和30年代であることや、民俗芸能の概念規定の曖昧さが、文化財としての民俗芸能の位置づけに関係しているものと思われる。（橋本裕之「これは『民俗芸能』ではない」小松和彦編『これは「民俗学」ではない』1989 pp. 71-109. 参照。）
- 20) 例えば、児玉幸多・仲野浩編『文化財保護の実務』上 柏書房 1979 p. 29.
- 21) 参議院事務局「第19国会参議院文部委員会議録」第35号『第19国会参議院委員会議録』大蔵省印刷局 1954 p. 15.

- 22) 同、前掲資料、p.16.
- 23) 同、前掲資料、 p.17.
- 24) 選択年月日はそのまま「記録措置等を講ずべき無形民俗文化財」になっている。勿論、その後重要無形民俗文化財に指定されたものも多数ある。
- 25) 安達健二「文化財保護法の改正」『文化庁事始』文化庁 1978 p.183. 他に、ほぼ同じことを国会で三塚博が発言している。(衆議院事務局「第75国会衆議院文教委員会議録、文教委員会文化財保護に関する小委員会議録」第5号『第75国会衆議院委員会議録』大蔵省印刷局 1975 p. 1. 参照。)
- 26) 植木行宣「文化財と民俗研究」『近畿民俗』No. 138 1994 pp. 2-16
- 27) 大蔵省印刷局『職員録』で文化財専門審議会・専門委員が掲載されるようになったのが1959年度からなので、それ以前のことは現在は分からない。文化庁・伝統文化課にも問い合わせしてみたが、分からないとのことだった。
- 28) 祝宮静「民俗芸能と信仰」『民俗資料入門』1971 pp. 127-128.
- 29) 宮本常一『朝日新聞』1975年5月24日付、桜井徳太郎『読売新聞』1975年10月15日付
- 30) 故に、植木が糾弾すべきなのは1975年段階での議論の不在についてではなく、民俗学という「学知」そのものの視点ということになりはしないだろうか。
- それにしても、「心意をとまわらない」のは「固定」してしまうからなのか、あるいは「不変」であった「旧来の姿」が崩れるからなのか、これまた現在も意見の分かれるところだろう。しかし、むしろ筆者が疑問に思うのは、「心意」をとまなっているか否かは一体誰が決めるのか、そもそも「心意」とは何なのかということである。
- 31)、32) 衆議院事務局「第75国会衆議院文教委員会議録/文教委員会文化財保護に関する小委員会議録」第3号『第75国会衆議院委員会議録』大蔵省印刷局 1975 p.5.
- 33) 宮本、桜井、前掲資料。
- 34) 衆議院事務局、前掲資料(1975)第3号 p. 5. ただし、( )内は引用者。
- 35) 内田新「文化財保護法概説・各論(11)」『自治研究』第60巻 第9号 p.54.
- 36) このような「文化財」保護行政の継続性については、稿を改めて論じたい。  
(大学院後期課程学生)